

2005年12月26日 第1回口頭弁論 原告大石利生意見陳述

1 原告の大石利生です。水俣市八の窪で生まれ、生活してきました。

本日までに690名もの原告がチッソ株式会社、国及び熊本県を提訴しました。まだまだ追加提訴が予定されています。こうした多くの患者の提訴について、水俣病は既に解決されたはずではないのかと不思議に思う人もいるかもしれませんが。

しかし、まず初めに申し上げたいのは、水俣病はメチル水銀による海の汚染とその沿岸住民が不知火海産の魚介類を多食したことによって生じた、極めて大規模な公害健康被害であり、その実態究明すら十分になされていないのが現状なのです。これまでの行政対策や司法救済だけでは救済されずに残された患者が未だ多数存在するのは何ら不思議なことではないということです。そのことは、環境省自身も、新保健手帳というあらたな制度を作らざるを得なかったことからしても、明らかなのです。

チッソの垂れ流したメチル水銀によって水俣湾及び不知火海周辺海域の魚介類が濃厚に汚染されたことは、今日、明白な事実です。今でもその汚染は残っています。

他方、豊かな不知火海を臨む水俣や不知火海沿岸地域では、住民が、不知火海産の魚介類を、知り合いの漁師から分けてもらったり、魚売りの行商人から買ったり、ときには自ら浜に出てカキウチなどで採って、毎日食べていました。国道3号線が整備されるまでは、肉類を食べるのは年に数回ということも特に珍しいことではありませんでした。

私たち不知火海沿岸の住民がメチル水銀によって濃厚に汚染された魚介類を毎日のように、三度三度たくさん食べたこともまた動かすことのできない事実なのです。

今回提訴した私たち原告は、こうして水俣病になったのです。

- 2 ではなぜ平成7年の政治解決のときに救済を受けなかったのかと疑問に思う人もいるかもしれません。

水俣病と聞くと、多くの方は、寝たきりになって手や足が曲がったまま骨と皮だけになって苦しむ劇症型の症状を思い浮かべると思います。実際、私たち原告のほとんども、まさか自分が水俣病であるとは思ってもよらなかったのです。

平成9年頃、私は、医師から「貴方は水俣病です」と診断されました。思いもよらない診断に、「私は水俣病などではない」とその医師にくってかかりました。私も水俣病というのは劇症型の患者さんだけのことだと思っていましたし、私のように痛みを感じなかったり、こむらがえりや頭痛、疲れなどの症状がある人は、身近にたくさんいて、みんな年をとるとこんなになるものと思っていました。

水俣病の症状を理解していなかった私たちにとって、平成7年の政治解決も、単なる人ごとにすぎなかったのです。

- 3 水俣病は外見で判断できる病気ではありません。一見しては健康な人と区別しにくい私たち原告も、全員提訴前に水俣病であると医師によって診断されています。

人間の外見に影響を与えない場合でも、現に私たち原告らは、水俣病の症状に苦しめられているのです。

少し私自身のことをお話しします。私は、中学を卒業した後就職しましたが、これまで、頻繁にこむら返りや、頭痛や疲労、ふらつき、手足のしびれに悩まされ、満足に仕事をすることもできませんでした。

また、私は、たとえ刃物で皮膚を傷つけられてもあまり痛みを感じません。

30歳のころ、夜に自動車を運転していて田んぼに転落する事故を起こしたことがあります。この時、^{のよてすか}車から降りて田んぼの中を歩いていると、足に何か触るので、明かりに当てて見てみました。すると、窓ガラスの破片が土踏まずから足の甲のほうに突き抜けて出血していました。私はそれを自分で抜き取り、

5メートルくらいの土手を這い上がってバスに乗って病院に行きました。それから傷が癒えるまでの間痛みを感じたことは全くありませんでした。痛みを感じないので、ガラスが突き刺さったまま歩き回ったために、おそらく傷自体はひどくなったと思います。

私は痛みを感じない身体なのかと思い悩み、夜にハサミの刃を自分の左腕に突き立て、長さ10センチくらい傷を付けたこともありました。しかし、血は流れても、やはり傷が治るまで一度も痛みを感じませんでした。

また、私は熱さの感覚が極端に鈍いです。風呂場でシャワーのお湯を足に掛けながら温度を上げてみましたが、皮膚は赤くなっても熱いとは感じないので、中学1年の孫を呼んで「このお湯に手を入れてみて」と言ったら、少し指先を入れただけであわてて引っ込め、そのお湯で手を洗う私を見て黙って私の顔を不思議そうに見つめていました。温度を測ってみたところ49度でした。やけどをしても気が付かないのです。

痛みや熱さを感じないことをいいことだと思う人もいるかもしれませんが、正常な感覚を失った私は、知らない間にケガをしたりヤケドを負う危険を抱えながら生活しています。私は人並みに痛みや熱さを感じられるようになりたい。

さらに、私は味覚も極めて鈍感です。どんなに新鮮な刺身を幾種類出されても、私にはそれぞれの魚の味が分かりませんし、わさびも鼻に抜けるときや飲み下すときに初めてわさびだと分かるに過ぎません。おいしい食事をいただく楽しみというものを失ってしまったのです。料理をごちそうになるとき、本心から「おいしかったです」と言えるように、私は人並みに食べ物の味を感じられるようになりたい。

私が抱えるこれらの症状は何ら救済に値しないのでしょうか。

- 4 昨年最高裁判決によって、行政の責任が明らかにされ、認定審査会の認定基準が厳しすぎるとの判断が下されました。この判決を受け、様々な身体の不調を抱えた私たちは、これまで数多く水俣病の診断を手がけてきた神経内科の

医師の診察を受けました。そして、水俣病と診断された私たちは、最高裁判決を受けての真の救済を期待し、認定申請をして水俣病不知火患者会を結成したのです。

そして、不知火患者会は、認定基準を改善するように何度も国や県に申し入れました。しかし、国や県は認定基準を改善しようとしませんでした。

そればかりか、私たちは、多くの水俣病患者を診断し、治療している神経内科の医師が発行した診断書を付けて認定申請しているのに、環境省は私たちの診断書も見ないで、患者が要求しているからと言い、新保健手帳で医療費だけを出して、水俣病問題の幕引きをしようとしています。

- 5 このように、私たち水俣病患者の真の救済は、もはや行政によっては不可能な状況にあります。また、国や県の加害責任が明確になった今、加害者である行政に本当の水俣病患者の救済ができるとは思えません。

私たちは真の救済は裁判所によってしかなしえないと確信し提訴しました。

私たちは、生きるために魚介類を食べました。病気になるために食べたものではありません。そして、私たちは水俣病の症状を背負って一生を遂げなければならないのです。

裁判官の皆さん、全ての水俣病患者救済のために一刻も早く、司法の場での救済をお願いいたします。

以 上